



トクちゃん新聞

9月号

9月の5連休は
どう過ごされますか？



平成21年9月4日
徳野会計事務所

〒530-0041
大阪市北区天神橋2-3-8
MF南森町ビル3階
TEL: 06-6809-2205
FAX: 06-6809-2206
URL: http://www.ft-tax.com/
mail: info@ft-tax.com

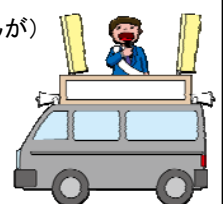


よりひと言

注目の衆議院選挙でしたが、民主の大勝となりましたね。マスコミでも言われている通り、これからが大変でしょうね。マニフェストでは、子供手当と高速料金無料化が大きく取り上げられていましたが、税制もかなり大きく改正されます。中小企業の法人税税率は先日22%から18%に変わったところですが、これを11%にするそうです。配偶者控除や扶養控除も廃止されます。租税特別措置法で規定されていた税額控除や特別償却制度も見直しされます。減税になる人、増税になる人、いろいろ出てくるのではないのでしょうか。

例年ですと、12月の中旬に自民党から税制改正大綱が発表され、ほぼそのまま改正されるというのが通例でした。今年の場合も時期的には12月中旬頃になるのだらうと思いますが、民主党が出す税制改正大綱がベースになるわけです。マニフェストはいわば、お題目、メニューの羅列でしたので、それより具体的なことが書かれますので、大綱に注目です。

前回の「郵政選挙」も今回の「政権交代」も、大きな流れができてしまうと、よく考えないで(という失礼かも知れませんが)大勢についてしまうという人が多いように感じます。「みんなと同じ」が好きな日本人。日本のこの先を今まで以上に危うく感じてしまいました。そういう意味で、選挙される側が、わかりやすいキャッチコピーを前面に出すのもやむを得ないのかも知れませんが、ヒット商品もそうですが、見せ方、訴え方はやはり重要なですね。「みなさんお求めです」「よく売れています」というコピーがいつまでも有効な訳です。消費者としても、サービスやモノの提供者としても、そういうことを意識するのはいいので、ずいぶん違うような気がします。



◆税務情報

役員報酬の減額改定事由について

担当: 伊藤

前回、役員報酬の変更できる場合をご紹介しましたが、今回は、前回の『3 経営の状況が著しく悪化したこと等による改定』について具体的な場合をご紹介したいと思います。

- 1. 重大な業績悪化による場合**
業績が悪化したため役員報酬を減額する場合、目標の利益に到達しないためや、一時的な資金繰りの調整のために行なわれた場合は、利益の調整とみなされます。ですので、減額をせざるを得ない理由が必要となります。たとえば、①運転資金が回らないため会社存続の危機にある場合。②業績が悪化し役員報酬を減額してもなお赤字となり、従業員の給与の減額をするため、経営者がその責任を取り、役員報酬を減額する場合。などが考えられます。この場合、減額を決定するに至った資料として、試算表、利益計画、取締役会議事録などを残しておく必要があります。
- 2. 外的要因による場合**
株主からの要請による場合、取引銀行間とのリスケジュール協議による場合、利益改善計画による場合など外的要因により減額が余儀なくされる場合は、減額事由となります。この場合、客観的に減額が余儀なくされた資料を残しておく必要があります。

役員報酬の期中の減額は非常にデリケートな問題であり、安易に減額しますと、税務署に否認される可能性がありますので、減額をお考えの方は事前にご相談くださいますようお願いいたします。

◆資産の社内管理体制を見直しましょう (決算書の見方 PART IV)

担当: 杉山

貸借対照表に計上されている資産はどれも会社にとって大切な資産です。特に現金・預金や手形など流動性の高い資産の社内管理についてもう一度見直しされては如何でしょうか？

まず、**会社の実印や銀行印は会社にとって重要ですから社長自らが管理すべきです。**小切手、手形や預金払戻票の作成発行は経理部門に任せ、社長自身が期日や金額などの記載内容を確認した上で押印する社内体制を確立されるようにする必要があります。

非上場の株券や出資証券など社内保管されている証券や定期預金証書については**定期的に証書との現物照合**をしてください。担保の有無の確認も必要です。

定期預金に限らず銀行預金については**毎決算期に残高証明書**を入手して複数人で残高と現物の確認作業をされることをお勧めします。**金銭の管理体制をみればその会社の内部統制の質が判るとも言われています。**

下欄のチェックリストを参考にしてください。

- 現金・預金等の収納・支出・保管の取扱手続きに関する規定があるか？
- 現金支払は使途が詳細に記入された領収書と引き換えに行われているか？
- 現金の実際残高は毎日帳簿残高と照合され、所定の責任者の承認を受けることになっているか？
- 現金・小切手帳・手形帳・預金通帳及び証書等は、安全な金庫に保管されているか？

また、金庫の鍵は適切に管理されているか？

- 小切手・手形の作成者と署名押印者は区分されているか？
- 銀行取引等に用いる印鑑は、小切手帳等とは別に適切に保管されているか？
- 手形記入帳が作成されているか？また期日別管理がされているか？
- 領収書は、複写式となっており、控えは所定の担当者が管理しているか？



◆税務スケジュール(9月)

担当: 岡村

- 9月10日(木)**
- ・8月分 源泉所得税の納付
 - ・8月分 住民税の納付(特別徴収)
- 9月30日(水)**
- ・7月決算法人 確定申告
 - ・1月決算法人 中間(予定)申告
 - ・8月分社会保険料

★今月終わりから来月にかけて **生命保険料控除証明書等**が届きますので、紛失されないように保管願います。

★算定基礎届の結果が届きます。標準月額が9月分保険料(10月納付分)より**変更**になる可能性がありますので、ご注意ください。

★10月支給分の**公的年金より、個人住民税が特別徴収**されます。ただし、以下の人については対象外です。
老齢基礎年金の年額が18万円未満の人 ・ 住民税額が老齢基礎年金の年額を超える人 ・ 介護保険料が年金から特別徴収(天引き)されていない人

◆e-Taxによる源泉所得税の申告及び納付

担当: 岡村

毎月(納期の特例を受けての方については6ヵ月ごと)の申告・納付の手続きが面倒だと思いませんか？ **簡単な手続きでe-Taxでの申告とネットバンキングでの納税が可能**となりましたので、一度ご検討ください。

- ① e-Taxのシステムを国税庁HPよりダウンロード
- ② システム上で源泉税納付書の様式が表示されるので、通常記載している部分を入力
- ③ データの送信
- ④ メッセージボックスよりインターネットバンキングにて納税手続きを行う

法人税等の申告については「**電子証明書**」が必要ですが、源泉所得税の申告・納税に関しては不要となっておりますので、徳野会計のお客様全てにおいて、**上記の処理が可能**となっております。また、**同時期手続きの住民税についても、ネットバンキングが可能**な市町村があります。ご利用される場合は、ご連絡いただければ詳しくご説明させていただきます。

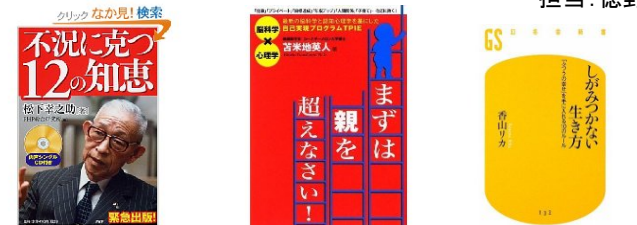


◆書籍紹介

担当: 徳野

最近、読んだ本のご紹介です。ご興味あれば一読を。

●**不況に克つ12の知恵** 松下幸之助 著 PHP総合研究所
タイトルだけ見ても「なるほど～」と唖ってしまいます。**「不況は天然現象ではない」「腹をくくる」「策は無限にある」**・・・40年以上も前ですが、松下幸之助氏の言葉は今の時代においても大きなヒントになると思います。



●**まずは親を超えなさい!** 苦米地英人 著 フォレスト出版
知っていたり興味があるものは目に入るがそうでないものはその存在すら認識しない。つまり、今の目の前に起こっている(と思っている)現実、その人のフィルターを通して認識できる現実であって、本当の現実ではない、なんてややこしいことも書いてあります。自分のフィルターを変えることでモノの見え方が変わり、人生も変わる。そのフィルターを変えるのは、自分の理想を、現実以上にリアルに感じることに、ということをお願いいたします。

●**しがみつかない生き方** 香山リカ 著 幻冬社新書
新聞広告を見て買いました。「子供にしがみつかない」「お金にしがみつかない」というタイトルに並んでいた、「**勝間和代を指ささない!**」というタイトルを見つけ、買ってしまいました。今や「時の人」と言える成功者の代表の勝間さんですが、向上心・夢・目標を持つことの大切さを自らの成功で現実のものとしているわけです。でも、実際はこれらは普通の人を必ずしも幸福にせず、理想の自分と現実の自分の差を感じさせ、自分自身をどんどん卑屈にしてしまう。なので、そういう人を目指さないという一つの生き方ですよ、ということです。「**まずは親を超えなさい!**」の内容はよいわけですが、香山さんのおっしゃることも意識しつつ、バランスが大事なのかなと思えました。香山さんの本は、「**悪いのは私じゃない症候群**」も買いました。これも、タイトルで買ってしまいました。タイトルに負けています。

◆7/7より

担当: 伊藤

妻は強運？



僕は去年の4月に結婚し、妻は実家の奈良から大阪へ引越してきました。妻は大阪に越してきた1年ほどは大阪に慣れるため自転車であちこち回っていましたが、最近ではウォーキングにプールにいそしんでいます。また、テレビ番組の観覧応募にこってっておりまして、あらゆる番組に応募しています。この観覧応募が信じられない当選率で、はがき応募は**ほぼ100%**で当たっています。9月中旬にまた観覧に行くといっています。なぜこんなにも当たるのか？

妻曰く、『**見に行く番組のキャラクターだったり、テレビ局のキャラクターを描いて個性を出す**と当たりやすい!』と言うのです。こんなことを信じるか信じないかはあなた次第!! ですが、僕としては、その運を他の方で使ってほしいものです。

◆税務クイズ 初級編

担当: 赤松

- Q1. 国民の納税の義務は憲法第何条で定められている?
A. 9条 B. 21条 C. 30条
- Q2. 法人税はどこに納める?
A. 国 B. 都道府県 C. 市町村
- Q3. 消費税が導入されたのはいつ?
A. 平成元年 B. 平成5年 C. 平成9年



1. **C 30条**
「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ」とあります。日本国憲法で定める三大義務の一つです。(あとの2つは、勤労・教育)

2. **A 国**
都道府県に納めるのは、法人事業税と法人県(府)民税。市町村に納めるのは、法人市町村民税です。

3. **A 平成元年**
平成元年4月1日に国の消費税が税率3%で導入され、平成9年4月1日から消費税が4%、地方消費税が1%の合計5%になりました。